

電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

令和 6 年 1 1 月 2 9 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

(趣旨)

みなし小売電気事業者 3 社（中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社及び九州電力株式会社）の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、本年 1 1 月 2 7 日に開催された料金制度専門会合において、事務局で行った評価を御確認いただいた。

今般、その結果を御報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただく。

1. 料金制度専門会合における 2 0 2 3 年度の事後評価の確認

本対象事業者（※）となっている中部電力ミライズ、関西電力及び九州電力について、本年 1 1 月 2 7 日に開催された料金制度専門会合において、資料 3 - 1 のとおり、事務局で行った評価を御確認いただいた。

※原価算定期間中のみなし小売電気事業者 7 社（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社）は対象外

2. 経済産業大臣への回答

本年 1 0 月 3 1 日付けで、資料 3 - 2 により経済産業大臣から当委員会に意見の求めがあったところ、当委員会として、資料 3 - 3 の回答案のとおり、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を回答することとしたい。

(参考) 経緯・開催実績

2 0 2 4 年 1 0 月 3 1 日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
1 1 月 1 1 日	第 5 4 1 回電力・ガス取引監視等委員会
1 1 月 2 7 日	第 6 3 回料金制度専門会合
1 1 月 2 9 日	第 5 4 5 回電力・ガス取引監視等委員会（本日）
	（経済産業大臣への回答の審議）

以上

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について

第63回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2024年11月27日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

電気小売経過措置料金の事後評価①（概要）

- 2016年4月の電気小売全面自由化後において、電気小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、**経済産業大臣が指定した供給区域**においては、経過措置として**小売料金規制を存置**（※）することとされている。

※ 現時点で、**経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者は10社**（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社）

- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、電気事業法に基づき、経済産業大臣が、**原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行う**こととなっている。
- 今般、2024年10月31日付けで**経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち、原価算定期間が終了している中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社及び九州電力株式会社における2023年度の事後評価について意見の求めがあった**ことから、料金制度専門会合において、事務局で行った評価を御確認いただきたい（※）。

※みなし小売電気事業者10社のうち、2023年6月に料金改定を行い原価算定期間中の北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社については、2023年度の事後評価の対象外。

【参考①】特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

＜前提条件＞

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達の効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

＜費用の精査＞

支出
(営業費)

- 人件費
- 燃料費
- 購入電力料
- 減価償却費
- 修繕費
- 原子力バックエンド費用等

収入
(控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト
(事業報酬)

託送料金制度
(レベニューキャップ)

＜費用の配賦・レートメイク＞

非ネットワーク費用
(自由化部門)

非ネットワーク費用
(規制部門)

小売料金
(規制部門)

ネットワーク費用
(託送料金)

＜認可後＞

- 部門別収支
自由化部門の赤字を
規制部門で補填して
いないか等を確認
- 電気事業監査
各大手電力の業務・
経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が
必要以上に高くなって
いないか等を確認

電気小売経過措置料金の事後評価②（基準）

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）」第2（6）⑤に基づいて、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局で評価を行った結果は、次ページ以降のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門の電気事業利益率による基準

- ・ 個社の規制部門の電気事業利益率（電気事業損益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

- ・ 前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

⇒上記の**ステップ1に該当し**、かつ、**ステップ2のいずれかに該当する場合**には、**ステップ3以降の評価を実施**（※評価フローはP9からP10を参照。）。

電気小売経過措置料金の事後評価③（評価の結果）

- 既に原価算定期間が終了している中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社及び九州電力株式会社※¹について、審査基準に基づく評価（以下のステップ1）を実施した結果、3社いずれも本基準を上回らず該当しなかった。この結果により、ステップ2以降の評価は行わない。

※1：北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社は、原価算定期間中のため事後評価の対象外。

- したがって、今般の事後評価において、上記の3社は電気事業法に基づく変更認可申請命令発動の要否の検討対象とならなかった。

審査基準（ステップ1）の評価結果		中部ミライズ株式会社 （※2）	関西電力株式会社	九州電力株式会社	【参考】 10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※3	1.4%	1.3%	1.4%	
	10社10カ年度平均 ②				2.1%
	10社10カ年度の平均を上回っているか（①>②か）	No	No	No	
評価結果	変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるか。 （AがYesか。）	No	No	No	

※2：中部電力ミライズ株式会社の数値について、2019年度以前は旧中部電力の数値。2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※3：評価対象事業者における直近3カ年度の規制部門の電気事業利益率（％）の単純平均。2021年4月から2024年3月までの3年間。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

【参考 1】各社の経営状況（中部電力ミライズ株式会社）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2022年度	2023年度	差異
売上高	29,710	28,135	※1 △1,574 (△5.3%)
営業費用	29,052	26,159	※2 △2,893 (△10.0%)
うち燃料費	-	-	-
営業損益	658	1,976	1,318 (+200.4%)
経常損益	546	1,970	1,423 (+260.5%)
当期純損益	333	1,420	1,087 (+326.3%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 燃調収入の減などにより、売上高は前年度に比べ△1,574億円（△5.3%）減の28,135億円となった。

※2: 電源調達価格の低下などにより、営業費用は前年度に比べ△2,893億円（△10.0%）減の26,159億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2022年度	2023年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	3,325	3,462	137 (+4.1%)
	電気事業損益	△64	※1 152	216
	当期純損益	△61	※1 111	172
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	21,288	20,730	△558 (△2.6%)
	電気事業損益	702	※1 1,782	1,079 (+153.6%)
	当期純損益	560	※1 1,285	725 (+129.4%)
その他部門	電気事業収益	1	1	0 (+10.5%)
	電気事業損益	-	-	-
	当期純損益	△166	23	189

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）152億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が1,782億円（利益）となり、電気事業利益率は規制部門が4.4%、自由化部門が8.6%となった。また、当期純損益は規制部門が111億円（利益）、自由化部門が1,285億円（利益）となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2014～2016 年度 料金原価 （3か年平均）	2023年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		3,733	
電気事業営業費用（b）	7,655	3,581	△4,074
人件費	754	50	△703
燃料費	3,078	-	△3,078
修繕費	996	0	△996
減価償却費	936	8	△927
購入電力料	464	2,236	1,771
公租公課	419	5	△414
原子力バックフィット費用	45	-	△45
その他経費	960	1,279	319
差引額（a－b）		152	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014～2016年度の3事業年度。

【参考2】各社の経営状況（関西電力株式会社）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2022年度	2023年度	差異
売上高	31,588	32,133	※1 544 (+1.7%)
営業費用	32,665	27,371	※2 △5,293 (△16.2%)
うち燃料費	8,628	5,142	△3,486 (△40.4%)
営業損益	△1,076	4,761	5,838
経常損益	△200	5,709	5,909
当期純損益	335	3,248	2,912 (+867.7%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力料収入の増加などにより、売上高は前年度に比べ544億円（1.7%）増の32,133億円となった。

※2: 火力燃料費の減などにより、営業費用は前年度に比べ△5,293億円（△16.2%）減の27,371億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2022年度	2023年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	4,090	4,479	389 (+9.5%)
	電気事業損益	△540	※1 276	816
	当期純損益	931	※1 213	△718 (△77.1%)
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	21,439	22,726	1,287 (+6.0%)
	電気事業損益	184	※1 5,326	5,142 (+2793.4%)
	当期純損益	△322	※1 3,884	4,207
その他部門	電気事業収益	14	5	△8 (△59.5%)
	電気事業損益	6	0	△5 (△86.9%)
	当期純損益	△273	△850	△576

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が276億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が5,326億円（利益）となり、電気事業利益率は規制部門が6.2%、自由化部門が23.4%となった。また、当期純損益は規制部門が213億円（利益）、自由化部門が3,884億円（利益）となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2018～2020 年度 料金原価 （3か年平均）	2023年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		4,859	
電気事業営業費用（b）	5,664	4,734	△929
人件費	640	222	△418
燃料費	951	751	△199
修繕費	820	211	△608
減価償却費	734	272	△462
購入電力料	715	999	283
公租公課	368	112	△256
原子力バックエンド費用	144	187	43
その他経費	1,288	1,977	689
差引額（a－b）		124	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2018～2020年度の3事業年度。

【参考3】各社の経営状況（九州電力株式会社）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2022年度	2023年度	差異
売上高	19,105	17,940	※1 △1,165 (△6.1%)
営業費用	20,415	16,338	※2 △4,077 (△20.0%)
うち燃料費	6,363	3,769	△2,594 (△40.8%)
営業損益	△1,309	1,602	2,911
経常損益	△1,400	1,617	3,017
当期純損益	△886	1,294	2,180

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 卸売販売収入の減などにより、売上高は前年度に比べ△1,165億円（△6.1%）減の17,940億円となった。

※2: 原子力稼働増や燃料価格下落による燃料費の減などにより、営業費用は前年度に比べ△4,077億円（△20.0%）減の16,338億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2022年度	2023年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	3,071	3,130	59 (+1.9%)
	電気事業損益	△293	※1 108	401
	当期純損益	△201	※1 89	290
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	12,746	12,413	△333 (△2.6%)
	電気事業損益	△1,122	※1 1,510	2,632
	当期純損益	△786	※1 1,207	1,993
その他部門	電気事業収益	1	1	0 (+0.0%)
	電気事業損益	△22	△20	2
	当期純損益	101	△2	△103

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が108億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が1,510億円（利益）となり、電気事業利益率は規制部門が3.5%、自由化部門が12.2%となった。また、当期純損益は規制部門が89億円（利益）、自由化部門が1,207億円（利益）となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2019～2021 年度 料金原価 （3か年平均）	2023年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		3,464	
電気事業営業費用（b）	3,667	3,359	△308
人件費	364	144	△219
燃料費	499	624	124
修繕費	642	188	△454
減価償却費	561	210	△351
購入電力料	422	393	△29
公租公課	218	75	△142
原子力バックエンド費用	134	132	△1
その他経費	823	1,590	767
差引額（a－b）		105	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2019～2021年度の3事業年度。

【参考 4】料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）（ステップ１・ステップ２）

電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP	実施内容	補足
STEP 1 電気事業利益率 による基準	➤ ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認 ⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ	【STEP1～5 関連】 • 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外
STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準	➤ ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）及び⑤自由化部門の収支を確認 ⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、 又は⑤が直近2年連続で赤字となった らSTEP3へ	

⇒上記の**ステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合**には、次頁の**ステップ3以降の評価を実施**。 10

【参考5】料金変更認可申請命令に係る審査基準（2）（ステップ3からステップ5）

STEP 3以降の基準は以下のとおり整理されている。

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	➤ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u>	【STEP3関連】 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価
STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施	➤ 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施 ⇒ <u>事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ</u>	【STEP4関連】 事業者による説明は、現行の経過措置料金水準維持の妥当性を求める
STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動	➤ STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認 ⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動</u>	【STEP5関連】 特定旧法第23条第1項の要件 <u>料金が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき</u>

経 済 産 業 省

20241022資第2号

令和6年10月31日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく、みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社

法人番号 2180001135973

法人番号 3120001059632

法人番号 4290001007004

経済産業省

20241128電委第1号

令和6年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和6年10月31日付け20241022資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- ・ 中部電力ミライズ株式会社
- ・ 関西電力株式会社
- ・ 九州電力株式会社

法人番号 2180001135973

法人番号 3120001059632

法人番号 4290001007004